

第8章 歴史的風致形成建造物の管理の方針となるべき事項

1 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物の維持・管理について、秋田県や横手市の文化財保護条例に基づき指定されている建造物は、当該条例に基づき適正に維持・管理を行い、それ以外は、建造物の特性や価値に基づき適正に維持・管理を行うこととする。

適正な維持・管理は、所有者等による維持・管理を基本とし、歴史まちづくり法第15条第1項に基づく歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転又は除却に係る市長への届出及び勧告等を活用し、適正な維持・管理を図る。また、維持・管理を行う上で修理が必要な場合は、建築様式や改変履歴等の調査・記録を行ったうえで、往時の姿に修復・復原することを基本とする。

また、歴史的風致の維持向上のため、歴史的風致形成建造物の積極的な公開・活用を図るものとする。公開にあたっては、外部から望見できるよう措置を講ずるだけでなく、個々の価値や用途に応じ、可能な限り内部の公開に努めることとする。なお、公開する場合は、所有者の生活等に支障をきたさないよう配慮し、協議しながら実施することとする。こうした取組みとあわせ、パンフレットやホームページ等による広報活動を継続的に実施する。

2 個別事項

登録有形文化財（建造物）については、外観の維持・保存を基本とし、内部の維持・保存にも努めるものとする。

秋田県指定有形文化財（建造物）及び横手市指定文化財（建造物）については、建造物の外部及び内部とも現状保存を基本に、これら建造物を維持管理もしくは公開活用のために保存修理する場合には、歴史資料や古写真等の調査に基づく修復・復原を基本とする。また、文化財の保護のために必要な防災上の措置を講ずる場合は、文化財の価値の担保に支障を与えない範囲で実施するものとする。特に、民間所有の建造物については、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会、専門の有識者等により必要な技術的指導助言を踏まえて実施する。

さらに、本市の歴史的風致の維持及び向上を図るうえで重要なもので、市長が必要と認めたものについても、外観の維持・保存を基本とし、内部の維持・保存にも努めるものとする。民間所有の建造物においては、補助制度等を活用して所有者の負担軽減に努めるとともに、必要な技術的指導助言を踏まえて実施するものとする。

3 届出不要の行為

歴史まちづくり法第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号に基づく届出が不要な行為については、以下の行為とする。

ア	文化財保護法（昭和25年法律第214号）第57条第1項に基づく登録有形文化財で、同法第64条第1項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合
イ	秋田県文化財保護条例（昭和50年条例第41号）第4条第1項に基づく秋田県指定有形文化財で同条例第14条第1項に基づく現状変更の許可申請を行った場合、及び同条例第15条第1項に基づく修理の届出を行った場合
ウ	横手市文化財保護条例（平成17年条例第305号）第4条第1項に基づく横手市指定文化財で同条例第10条に基づく現状変更等の許可申請を行った場合

届出が不要な行為